

生活保護受給者・生活困窮者等への自立支援関係事業の委託事業者公募 質問への回答

【自立支援専門員事業等】

No	資料名等	頁	1	(1)	質問内容	回答
1	自立支援専門員事業等業務委託に係る企画提案募集要領	1	3	(4)	居住支援事業の仕様書に定める業務達成目標、利用期間、利用者に提供する食事、被服及び歯ブラシ・タオル等の日用品の費用に鑑みると、募集要領に示されている事業費では実現できない可能性が高い。	仕様書及び事業費の範囲内で企画提案をしていただきますようお願いいたします。
	居住支援事業業務委託仕様書	2	3	(6)	最大値を達成できない仕様である以上、事業費が不足した場合にどのように対応することになるのか、具体的に示されたい。	
		3	6	(2)		
2	自立支援専門員事業等業務委託に係る企画提案募集要領	1	3	(1)	委託業務名が資料ごとに異なるが、募集要領に合わせて修正することでよいか。	お見込みのとおりで、差し支えありません。
	参加表明書（表紙）					
	企画提案書（表紙）					
3	自立支援専門員事業等業務委託に係る企画提案募集要領	6	9	(9)	「厚生労働省による国庫負担金・補助金の内示額に基づく事業費が3の(4)の総事業費を下回った場合、委託契約額を変更することがある」とのことだが、その場合は業務内容の変更も含め、契約変更をするという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
4	企画提案書様式4～9				各様式に記載されている「実施要領」及び「審査基準」とは具体的に何を指しており、どこを確認すればよいか。	実施要領は「自立支援専門員事業等業務委託に係る企画提案募集要領」のことを指しています。また、追加公開した「審査基準」をご確認ください。
5	契約書（案）				「協議」と記載のある事項については、契約である以上、書面による協議は不可欠と理解しているが、いかがか。	協議とは、書面によるものとは限りません。協議事項の内容によって、県と受託者事業者で話し合いのもと柔軟に対応する予定です。
	仕様書全般					
6	仕様書全般				各事業の「7又は8 報告」の項目について、令和7年度と比較して報告内容の変更があるか（軽微な修正を除く。）。ある場合には、見積金額にも影響するため、具体的に示されたい。	実績報告等の報告書類は、契約書の別紙で作成する予定ですので、業務委託候補者に決定後、契約締結時にご意見があれば協議してください。
7	住宅ソーシャルワーカー事業業務委託仕様書	1	2		支援対象者の人数については、昨年度までと同様に25人の理解でよいか。	生活保護の入居・転居等の支援対象者は、1世帯で考えますので、仕様書上、25人（世帯）と表記しています。入居・転居等の支援対象者は25世帯としてください。
8	住宅ソーシャルワーカー事業業務委託仕様書	2	3	9	各福祉事務所管内の生活保護の受給世帯数に応じた各福祉事務所ごとの支援対象者の人数をお示しいただきたい。	プレゼンテーション審査で企画提案していただきますようお願いいたします。
9	住宅ソーシャルワーカー事業業務委託仕様書	2	3	9	支援対象者の人数の調整は埼玉県社会福祉課医療保護・生活困窮者支援担当、各福祉事務所、受託事業者3者で協議することでよいか。	仕様書のとおり、県から受託した事業者が調整します。必要があれば、県に協議してください。